資料２

　　　　区自主防災会 防災計画書

１　目　的

この計画は、　　　区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（1）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）防災訓練に関すること。

（4）情報の収集伝達に関すること。

（5）避難及び避難所運営に関すること。

（6）出火防止、初期消火に関すること。

（7）救出・救護に関すること。

（8）給食・給水に関すること。

（9）避難行動要支援者対策に関すること。

（10）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙とおり防災組織を編成する。

４　防災知識の普及啓発等

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及・啓発を行う。

５　防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、定期的に防災訓練を実施する。

６　情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次のとおり行う。

７　避難及び避難所運営

地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、避難誘導の指示を行い、避難場所に誘導する。

災害時における避難所管理・運営については、町役場、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

８　出火防止及び初期消火

（1）出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて定期的に点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火用資機材の整備状況

④ 住宅用火災警報器の設置

⑤ その他建物等の危険箇所の状況

（2）初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行う。

９　救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

１0　給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

（1）給食の実施

給食・給水班員は、町から配布された食糧、その他から提供を受けた食糧等を配分する。

（2）給水の実施

給食・給水班員は、町から提供された飲料水のほか、他に確保した飲料水を配配付する。

１1　避難行動要支援者対策

災害時に避難状況を把握するため、行政、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って、避難行動要支援者を把握する。

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

１2　防災資機材等

防災資機材等を備蓄し、定期的に点検を行う。